20免許取得促進助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、会員の従業員に対し、道路交通法で規定される大型自動車免許、中型自動車免許等を取得させることに要した費用の一部を県ト協が助成することにより、従業員の資質の向上を図り、労働力の確保及び労働災害事故防止対策を目指し、もって安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、以下に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、けん引 免許とは、道路交通法第84条第3項に定める運転免許をいう。

(助成対象者及び免許取得対象者)

- 第3条 助成対象者は、会員とする。
 - 2 免許取得対象者は、会員が雇用している従業員で、社会保険加入者(加入予定者を含む。)とし、助成金申請時に運転者(日々雇いいれられている者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの試用期間中の者(14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。))として従事させる者とする。
 - 3 免許取得対象者は、長野県内に住所の記載のある免許証を所持し、県内の営業所に所属し、今和7年4月1日以降、令和7年12月25日までに「免許取得促進助成申込書」を提出し県ト協会長の承認を受け、令和8年2月末日までに免許の取得を完了したものとする。ただし、免許証の住所地が県外であっても、県内営業所に勤務している場合はこの限りではない。この場合、当該事業所の在籍証明書を添付する。
 - 4 ドライバーが個人で免許取得費用を支払った場合は、助成対象としない。
 - 5 外来試験による免許取得費用は助成対象としない。

(免許の取得の事前申請と取得時期)

- 第4条 会員は、従業員に免許を取得させる場合は、令和7年12月25日までに「免許 取得促進助成申込書」(以下「申込書」という。)を予め県ト協会長に提出し、承認 を受けなければならない。
 - 2 県ト協は、前項の申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、 予算範囲のなかで承認した場合はその旨を会員に通知する。

(助成金の申請)

第5条 会員は従業員が免許を取得したときは、免許取得促進助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により添付書類とともに、免許証交付後1週間以内に県ト協会長に対して申請する。

但し、最終申請期限は、令和8年3月5日とする。

(助成金の交付)

第6条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、 本助成事業に適合すると認めた場合は、申請会員へ別に定める助成金を交付する。 (助成の条件)

第7条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上 ある会員には助成を行わない。

(全日本トラック協会による助成)

第8条 「若年ドライバー等確保のための運転免許支援助成事業」として(1)特例講習の 受講、(2)準中型免許のうち①準中型免許の新規取得②5トン限定準中型免許の 限定解除、(3)外免切替講習の受講について、以下の要件を満たした場合、別表 記載の金額を県ト協助成金に加算する。(別途申請による)

【特例講習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件】

- 1. 令和6年4月1日以降に運転手として採用されたもの。
- 2. 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- 3. 当該運転者が、令和6年4月1日以降に、自動車教習所等を活用して特例教習を受講終了し、または準中型免許を取得していること。
- 4. 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること

【外免切替講習の受講に係る要件】

- 1. 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック) に合格していること。
- 2. 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- 3. 当該運転者が、令和6年4月1日以降に受講し、外免切替(普通免許または準中型免許)における技能確認・知識確認に合格していること。
- 4. 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること

(助成額)

- 2. (1) 特例教習は、受講費用の 1/3 以内(千円未満は切り捨てとする。)上限 100,000 円を助成する。
 - (2) 準中型免許取得は、県ト協の助成とは別に、新規取得は上限 40,000 円 5 トン限定準中型免許の限定解除については上限 25,000 円をそれぞれ助成する。
 - (3) 外免切替講習は、受講費用の1/2以内((千円未満は切り捨てとする。) 上限40,000円を助成する。
 - (4) 全ト協と県ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が、 事業者の負担を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。また、助成額 が予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了する。
 - (5) 特例教習の受講及び準中型免許新規取得、限定解除等は、**令和8年2月** 末日までに完了しなければならない。(特例教習の受講修了の書類及び免 許証の交付を受けられない場合は、助成金の支払いはできない。)

(経過措置)

3. 助成金の経過措置について

全ト協による助成金については、前年度(令和 6 年度)に特例教習の受講 及び準中型免許を取得した分について助成の対象にする。準中型免許取 得については、高等学校等新卒者で、会員事業所に入社前の在学中(令和

- 6 年度) に準中型免許を取得した場合対象とする。ただし、会員が後日費 用を負担した場合に限る。詳細は事前に県ト協に連絡すること。
- 4. 「若年ドライバー等確保のための運転免許支援助成事業」の全ト協による助成金は、1会員ごとに上限を300,000円とする。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に 係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

- 第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全 部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - 2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全 てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。
 - 3 県ト協から免許取得費用の一部の助成を受けた従業員が退職した場合で、当該 助成金の返還を受けたときは、速やかに県ト協に返納しなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則) 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別 表】

助成額一覧表

(単位:円)

取得予定免許	現在所有している免許	県ト協	全卜協
		助成額	助成額
特例教習※ 注1			100,000
外免切替講習※ 注2			40,000
準中型自動車免許	なし	100,000	40,000
準中型自動車免許	普通自動車免許(H29.3.12以降)	30,000	40,000
準中型自動車免許 5t 限定解除	準中型自動車(5 t 限定)免許	10,000	25,000
中型自動車免許(8t 限定解除)	中型自動車(8t 限定)免許	50,000	
中型自動車免許	普通自動車免許	100, 000	
	準中型自動車免許		
大型自動車免許(1種)	普通自動車免許・	200, 000	
	準中型自動車免許		
	中型自動車免許	110,000	
	中型自動車(8t 限定)免許	150,000	
けん引免許	同上	70,000	

- ※注1特例教習は費用の1/3(千円単位)、上限100,000円とする。
- ※注2外免切替講習は費用の1/2(千円単位)、上限40,000円とする。